



# 青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40  
大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

## 消費税の届出書の提出はお済みですか？

消費税の申告には各種届出書が必要です(令和5年分消費税課税事業者のために)

消費税の免税事業者の方であっても、消費税が還付される場合があります。来年以降、事業用償却資産等の資産(建物等)の取得を予定されている事業者の方は必ず事務局までご相談ください。届出がない場合には、消費税の還付が受けられなくなります。(課税事業者になるための届出提出期限は令和4年12月31日です。)(注2)

なお、令和3年分課税売上高が1,000万円を超える事業者の方、または令和4年1月1日から6月30日まで(特定期間)の課税売上高と支払給与総額のいずれもが1,000万円を超えている方は、令和5年分は消費税の課税事業者となります。

※この表は個人事業者のみに適用します。

届出が必要な場合	届出書名	提出期限等
基準期間における課税売上高(令和3年分)が1,000万円超となったとき、または特定期間における課税売上高及び支払給与総額のいずれもが1,000万円超となったとき	消費税課税事業者届出書	事由が生じた場合、速やかに提出する
簡易課税制度を選択しようとするとき(注1)	消費税簡易課税制度選択届出書	令和4年12月31日 (適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで)
免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき(来年以降、償却資産等の資産の取得を予定されている事業者は要検討)(注2)	消費税課税事業者選択届出書	令和4年12月31日 (選択しようとする課税期間の初日の前日まで)

(注1) 令和3年分の課税売上高が5,000万円以下の事業者に限ります。

※一定の条件に該当する場合は、3年間は簡易課税制度を選択できません。

(注2) いったん課税事業者選択届出書を提出すると、事業を廃止するときを除き、2年間は免税事業者に戻ることはできません。

※一定の条件に該当する場合は、2年間ではなく3年間は免税事業者に戻ることはできません。



### インボイスの登録締め切りは、来年の3月31日(原則)まで!

これまでも繰り返しインボイス(適格請求書)について取り上げてきましたが、インボイス発行事業者になるためには税務署へ登録申請が必要になります。インボイス制度がスタートする令和5年10月1日から対応するためには、令和5年3月31日までに申請を行う必要があります。確定申告時期は予約が混みあっており時間が限られますので、申請しようと思っている方は年内に記帳確認と併せてご来会ください。また、インボイスへの対応を検討中の方は、別紙でご案内しているセミナーにご参加のうえご決断ください。

**減価償却**

### 事業用資産を購入(または売却)の際はお知らせください!

毎年、この時期の会報には「減価償却資産 異動に関するアンケート」を同封しています。事業用の資産(建物・車両・機械など...)を購入した場合に、取得価額が税込10万円以上で使用可能期間が1年を超えるものは、減価償却資産といって使用可能期間(耐用年数)に応じて分割し、減価償却費として経費を計上していきます。その際の耐用年数は、法律で定められています。

令和4年中に減価償却資産に変動があった方は、別紙の「令和4年分減価償却資産 異動アンケート」を10月28日(金)までに、FAX・郵送またはQRコードにてご連絡ください。ご協力よろしくお願いいたします。

なお、すでに当会までご連絡いただいている方は、改めてご報告いただく必要はありません。

# 国税庁をかたる偽メール「未払い税金のお知らせ」にご注意を!

最近、国税庁や国税局、税務署をかたる偽メールが増えていて、会員の皆さまからも心配する声が寄せられています。メールの件名が「未払い税金のお知らせ」「【督促状】滞納した税金がございます」「【国税庁】最終通知」「【国税庁】差押最終通知」といったドキッとするものが多いようです。メールの本文には以下のように書かれています。

## 例1

e-Tax をご利用いただきありがとうございます。  
あなたの所得税または延滞金、法律により計算した税額について、これまで自主的に納付されるよう催促してきましたが、まだ納付されておりません。  
もし最終期限までに納付がないときは、税法のきめるところにより、不動産、自動車などの登記登録財産や給料、売掛金などの債権などの差し押さえ処分に着手致します。

## 例2

あなたが納税すべき国税等につきましては、いまだ納められていません。以下のリンクをアクセスし、記載されている方法で直ちに全額を納税の上、御連絡ください。



メールやショートメッセージのリンクから、偽のweb サイトへ誘導して個人情報(氏名、生年月日、電話番号、住所)、クレジットカード情報(カード番号、有効期限、セキュリティコード)などを入力させようとします。

メールやSMSで税金の督促をすることはありませんので、リンクをクリックしないようご注意ください。

## ☆お知らせ☆

税理士会より派遣され、皆さまの決算書・確定申告書の確認や税務相談等をお願いしていた税理士の遠山政孝先生ですが、4年間の任期が終わり10月より新しい先生に交代になります。遠山先生には大変お世話になりました。ありがとうございます。



新しい先生は、「松島裕実(まつしまひろみ)」税理士です。よろしく願います。

### 10月の税務相談日 3日(月)・20日(木)

(各日10時~12時または13時~16時)

税務相談は立山先生と松島先生が交代制で行っております。予約制となりますので、事前に事務局までお問合せください。

## 法律相談日のお知らせ

弁護士の橘先生による無料相談

**10月21日(金) 15:00~17:00**

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか?

ご希望の方は上記の日程をご確認の上、事前に事務局までご予約ください。

## 青色申告会のfacebook、フォローしてください!!

ご存じない方もいるでしょうが、実は当会のフェイスブックがあります。何かイベントがある時に更新しています。紙面に書ききれないことや写真などを掲載していますので、ぜひフォローしてください。

ご協力よろしく願います。

フォローはこちら→



## 今月の行事予定

行事予定日	行事内容
10月 3日(月)・20日(木)	税務相談日
10月13日(木)~14日(金)	青色申告会北部九州ブロック大会(伊万里市) ※事務所は留守にします。
10月21日(金)	法律相談日
8月より国税局主催の講習会を行っております。場合によっては担当の職員が出張に出発したり、事務所で開催する都合上、予約が受けられなかったりする可能性があります。恐れ入りますが、ご来会の際はお電話にてご予約をお願いいたします。	



# ふくおかNEWS

メール: info@aioiro-f.com  
HP: https://aioiro-f.com/  
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176  
当会発信専用番号:070-5416-5221

## 編集後記

先月同封したバスハイクツアーにお申込みいただいた皆さま、ありがとうございました! 早々とお申込みくださった方が多く、コロナでここ数年遠出してない…という方も多かったのかな~と思いました。楽しいイベントになりますように♪